

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、被保険者(加入者)の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立っており、保険料は、皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となります。

☆平成26年度の保険料額につきましては、7月中に個別にお知らせしますので、ご確認ください☆  
 保険料率、計算方法、軽減割合については、保険料額決定通知書と一緒に送られる「後期高齢者医療制度パンフレット」をご参照ください。

## ■保険証が新しくなります

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成27年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成26年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日までとなっていますので、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証(うぐいす色)を郵送しますので、8月になりましたら、お持ちのピンク色の保険証を破棄し、うぐいす色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成27年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場福祉保健課医療給付係までお申し出ください。

新しい保険証の色はうぐいす色です

## ■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証については、有効期限が7月31日までとなっていますので、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も交付対象となる方につきましては、7月中に保険証と一緒に新しい減額認定証(黄色)を郵送しますので、8月になりましたら、黄色の減額認定証をご使用ください。

新しい減額認定証の有効期限は、保険証と同じく平成27年7月31日までです。

過去に減額認定証の交付を申請したことがない方で認定証の交付を希望される場合は、役場福祉保健課医療給付係までお申し出ください。

※減額認定証の交付対象となるのは、世帯全員が住民税非課税の方です。

新しい減額認定証の色は黄色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成26年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成26年 8月 1日
有効期限	平成27年 7月31日
適用区分	区分II
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)  
 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」申請受付を開始します

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

平成26年1月1日時点で訓子府町に住居登録がある方で、次の支給対象者の要件を満たしている方には、いずれかの給付金を支給いたします。それぞれの給付金の支給対象者、支給額は次のとおりです。

### 【臨時福祉給付金】

- 支給対象者 平成26年度の町民税(均等割)が課税されていない方  
 ※ご自身を扶養している方が課税されている方や、生活保護を受けている方は対象外です。
- 支給額 給付対象者1人につき1万円  
 支給対象者のうち、下記に該当する方には、5,000円を加算します。  
 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など

- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

### 【子育て世帯臨時特例給付金】

- 支給対象者 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給しており、かつ、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

※臨時福祉給付金の対象者や生活保護を受けている方は対象外です。

### ■支給額

児童手当の対象児童1人につき1万円

### ＜申請・支給手続＞

7月1日から申請手続を開始します(期間は、10月1日までの3か月間)。町内の全世帯に案内文書などを送付いたしますので、案内文書をよくお読みいただき、支給対象と思われる方は、印鑑と振込先の通帳を持参のうえ、町福祉保健課窓口で申請してください。(一つの申請で世帯全員分の申請ができます。)

※支給の対象となる方で、平成26年1月2日以降に訓子府町に転入された方は、前の住民登録のあった市町村に申請してください。

■問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 農業者の皆さまへ 農業用廃プラスチック類一斉回収

本町での一斉回収を以下のとおり実施します。(なお、秋の回収は北見市西相内の1か所まで集約して行われるため、町広報ではお知らせしませんので、ご注意願います)

下表の受入区分ごとにトラックスケールなどを用いて排出者ごとに排出重量を計測することになります。

そのため、庭先でのトラックへの積み込みの際、受入場所でスムーズに荷降ろしできるように受入区分ごとに分けて順番に積載するなどの注意が必要です。

- 受入日時 7月15日(火)  
9時から15時30分まで  
(※12時から13時を除く)  
朝は混雑が予想されますので、午後からの搬入をお勧めします。
- 受入場所 小麦乾燥貯蔵施設計量棟前(穂波)
- 受入区分・荷姿など 下表の①、②、③については、処理委託先が異なるため、必ず分別の上、指定された荷姿で排出願います。また、排出するすべての梱包物に「農協名および氏名」を記入した荷札を付けてください。
- その他 受入区分の詳細やその他一斉回収に関するお問い合わせは、JAきたみらい企画振興グループ(☎ 32-8786)までお願いします。

受入区分	左の具体例	荷姿	重量測定
①塩化ビニール	「農ビ」マークのあるハウス用ビニールなど	フレコンに入れ排出(②、③とは別のフレコンに)	トラックスケール
②農ポリ(ポリオレフィン)	POフィルム、農ポリ、マルチポリ、ラップフィルム、肥料袋、洗浄済農薬空容器(ポリに限る)など	フレコンに入れ排出。ただし、フレコン1個の重さの目安は100kg程度(①、③とは別のフレコンに)農薬空容器(ポリ)は水で3回以上洗浄したものに限り排出可	トラックスケール
③農薬空容器(洗浄していない)	農薬・除草剤の空容器(空ビン、空袋、ポリ容器、アルミハク容器)	フレコンに入れ排出(①、②とは別のフレコンに)	だいたい台秤